

生	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			

人 安 第 8 号

令 和 6 年 4 月 8 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律に基づく適切な取締り等について

二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律(明治33年法律第33号)及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律(大正11年法律第20号)に基づく取締り等に当たっては、下記の点に留意されたい。

記

1 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律の適切な運用

20歳未満の者の喫煙及び飲酒は、その健全育成を阻害する行為であり、重大な非行の前兆ともなり得る不良行為であることから、総合的な防止対策を講ずる必要がある。

そこで、関係機関等と一層の連携を図り、20歳未満の者の喫煙、飲酒の実態を各種警察活動を通じて的確に把握するとともに、20歳未満の者に対して公然とたばこ、酒類等を販売するなどの悪質な業者については、的確な捜査により違法行為を立証し、適切に検挙等の措置を執られたい。

なお、20歳未満の者の喫煙及び飲酒は禁じられているところであるが、民法改正による成年年齢の引下げに伴い、18歳又は19歳の者による喫煙又は飲酒に対して制止義務を負う親権者及びこれに代わる監督者は存在しないことに留意されたい。

2 行政処分のための連絡

(1) たばこ事業法における行政処分

たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第31条第9号において、製造たばこの小売販売業者が二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第5条の規定に違反して処罰されたときは、製造たばこの小売販売業の許可の取消し等を行うことができる旨規定されている。

(2) 酒税法における行政処分

酒税法(昭和28年法律第6号)第14条第2号において、酒類販売業者が二十歳未

満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を
終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過するまでの者であ
る場合には、酒類の販売業免許を取り消すことができる旨規定されている。

(3) 少年対策室による財務局・国税局への連絡

前記違反に関しては、行政処分のため、別紙「事件検挙連絡票」により少年対
策室から財務局・国税局に連絡が必要となることから、事件を送致した際には少
年対策室に報告すること。

担当：人身安全対策課
少年事件係

別紙

(

) 法違反事件検挙連絡票

青森県警察本部生活安全部

人身安全対策課少年対策室 (担当:)

電話番号 017-723-4211 (代) 内線番号

送付先		
連 絡 内 容		
検挙署	電話番号	内線番号
検挙年月日		
違反適用条項		
被疑者	個人	住 所 氏 名 生年月日 電話番号
	法人	所在地 名 称 代表者名 電話番号
事実の概要		